

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5回 豊島区保健福祉審議会
事務局（担当課）		保健福祉部 福祉総務課
開催日時		26年 1月 30日（木） 18時00分～20時10分
開催場所		豊島区役所本庁舎4階 議員協議会室
議 題		<p>1. 今後の審議会のスケジュールについて</p> <p>2. 総合分野における課題検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討項目6 地域包括ケアシステムを支える関係機関、活動団体等の連携 ・検討項目7 生活困窮者の自立支援と生活保護 <p>3. その他</p>
公開の 可否	会 議	公 開
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	阿部俊明、石川到覚、石塚知久、上野容子、大澤 誠、神山裕美、河原弘明、草薙 豊、此島澄子、佐藤三差子、佐野 功、東澤 昭、溝口 元、宮崎牧子、山口菊子、山下和郎、横田 勇、吉川彰宏、渡辺くみ子（敬称略）
	幹 事	福祉総務課長（事務局）、高齢者福祉課長、障害者福祉課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、介護保険課長、中央保健福祉センター所長、生活衛生課長、健康推進課長、長崎健康相談所長、子育て支援課長、企画課長
	そ の 他	社会福祉協議会地域福祉推進課長
	事 務 局	福祉総務担当係長（計画）、福祉総務担当係長（総務） 福祉総務課主査（計画）

審 議 経 過

No. 1

<開 会>

事務局： 定刻を少し過ぎておりますが、会長が急遽ご都合によりご欠席となり、また副会長におかれましてもご欠席のご連絡を受けておりますことから、大変恐縮ではございますが、石川委員に会長代理という形で本日の進行をお願いできればと考えております。よろしければ皆様のご同意をいただけませんか。

(一同、了承。)

会長代理： それでは、私が代行させていただくということで、よろしくお願いいたします。

本日は、皆様お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。まずは傍聴者の確認をさせていただきます。

事務局： 本日の傍聴者はございません。

会長代理： それでは、資料の確認をさせていただきます。事務局よりお願いいたします。

事務局： (配付資料の確認)

また、前回の会議録の確認になりますが、会議録案を事前配付資料と一緒にお送りさせていただきました。何かお気づきの点、訂正点などございましたら、事務局にお申し出をいただければと思います。特になければ確定ということで公表させていただきたいと存じます。

<議 事>

1. 今後の審議会のスケジュールについて

会長代理： それでは、議題の1に入ります。事務局からの説明をお願いします。

事務局： (資料1-1の説明)

会長代理： 今後の展開についてご説明をいただきましたが、何かご意見やご質問はありますか。

委 員： この審議会において、介護保険事業計画や障害者関連の計画につきましてもご報告を受けることになるかと思われませんが、全体のながれとの関係で言えば、どうしても短時間の報告になってしまいますよね。今回、介護保険の制度そのものが大幅に変わり、また障害者関連の法律も次々と変わるなど、なかなか理解しづらい部分もあります。それで、この審議会でご報告をいただける前に、それぞれの推進会議でどういった審議がされているのかという資料的なものを、少なくとも希望されているところだけでも構わないので、ご配付いただければと思います。

事務局： それぞれの検討の過程において骨子などの形が見えてきた頃に、ただいまご指摘いただきましたような形で資料を整えさせていただき、皆様にお配りしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長代理： よろしいでしょうか。それでは次の議題に移りたいと思っております。

2. 総合分野における課題検討

会長代理： 今回は、総合分野における課題検討ということで、2点の項目につきまして議論をすることになっております。本日の議事の進め方につきまして、事務局よりお願いいたします。

審 議 経 過

No.2

事務局： 前回の審議会より、総合分野における課題検討を順次行っているところですが、今後どのように検討を進めていけば良いのかという点について、先日、田中会長をはじめとする学識経験者の先生方にお諮りさせていただきました。そこで今後の検討に共通するものとして、次の2点のご指摘をいただいたところです。

1つ目は、今後さまざまな施策を展開していく上でのシステムを如何に構築していくかという点です。ここでのシステムというのは、単なる仕組みということだけではなく、つながりでもあるといったような捉え方もできるかと思われませんが、単体の一つ一つのサービスがどうこうということではなくて、それを全体像としてどのように位置づけていくかといった視点が大切なのではないかというアドバイスを賜りました。

2つ目は、そうしたシステムをうまく機能させていくためにも、やはり何といても人づくりをどのように進めていくのかという点です。

今後の豊島区の福祉を考える上で、それぞれの分野で、それぞれの課題があるわけですが、システムという、仕組みであるとかつながりであるとかいったような点と、それらを機能させていくためのマンパワー、人づくりが重要であるといった視点を踏まえていただきつつ、今後ご検討いただけるとありがたいと思います。もちろん委員の皆様の活発なご議論に縛りを持たせるといったようなことでお願いしているということではございません。ただ、そういった、共通の視点があつたほうが、計画としてもより区民の皆様に伝わるのではないかとの思いもあり、そうした点を少し念頭に置いていただきながら、私どもの説明に耳をおかしいただければありがたいと思います。

まずは検討項目6の地域包括ケアシステムを支える関係機関、活動団体等の連携につきまして検討を行っていただき、一旦ご議論いただいた後、検討項目7の生活困窮者の自立支援と生活保護の検討に移るといふ、2段階で報告をさせていただければと思います。

会長代理： それでは、ただいまの説明にあつたようなやり方で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同、了承。)

まずは検討項目の6につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○検討項目6「地域包括ケアシステムを支える関係機関、活動団体等の連携」

事務局： 地域包括ケアシステムを確立させていく上では、それぞれの圏域におきまして、関係機関や地域の関係者の皆様、医療機関など、さまざまな方々がお互い顔の見える関係性を築きながら、支援を必要とする方々をサポートする体制づくりや、そこで見出された課題を区の施策にいかにか反映させていくことができるかという仕組みづくりが大切と考えています。本日はとりわけ地域ケア会議の構築につきまして、そして、特に今後注目されている認知症の方に対するケアに対する区の取り組みにつきまして、高齢者福祉課長からご紹介をさせていただきます。

高齢者福祉課長： (資料2-1、資料2-2の説明)

審 議 経 過

No.3

会長代理： ただいまのご説明につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

委 員： 地域ケア会議につきましては、豊島区では既に個別事例の蓄積から地域の共通課題を見つけ、それらに対する事業計画を立てて政策に反映させるという過程で取り組まれてきたと認識しております。ですから、むしろこの件に関しては、国のほうが後追いをしてきたというように捉えています。

ただいま説明して下さったことについても、コミュニティソーシャルワークということで、主に社会福祉協議会を中心に行われてきたわけですが、それを地域包括支援センターの仕組みの中でもきちんとシステムづくりをして、そして、関係者の合意形成をしながら進めていくということですので、豊島区にとっては全く新しい事業ではなく、既に取り組まれていることをさらに固めていくものであると理解をしています。

そうした状況の中で、今、高齢福祉課の方々が中心になりながら、豊島区地域ケア会議の立体構造をつくっておられるわけですが、既存の個別会議や地区懇談会、専門会議の部分に全体会議というものを追加し、この部分を折々強化しながら地域包括システムをつくっていくというように伺いました。そこで地域ケア会議に当たる部分について、別紙2の左側に書いてある図式のもの全部そうなのか、あるいはⅢ層の全体会議というところを地域ケア会議として設定しようとしているのか、そのあたりについてももう少し説明を加えていただけるとありがたいのですが。

高齢者福祉課長： 包括レベルでの細かな情報の蓄積から見えてくる課題を吸い上げ、一連の流れを政策形成までつなげていくということで、Ⅰ層からⅢ層までの全体を地域ケア会議として考えています。

委 員： やはり個別事例から政策反映までつなげるというのは、1つの合議体では難しく、個別にもきめ細かく接しながら、なおかつその集約から政策へ反映させていくとなると、こういった形が求められると思います。このようなシステムをつくりながら、次はこれを実施していく段階、試行していく段階になると思いますが、その点言えば、地域保健福祉計画において求められている「地域ケアシステムの形成」の一步にもなっていますし、また、それを実現する過程を通して、評価、見直しを行っていくということで、厚労省は良いタイミングでこれを提示されたと思います。どうもありがとうございました。

会長代理： 他にはいかがでしょうか。

委 員： 今のご意見の中で大体イメージが湧いてきたのですが、地域ケア会議そのものの目的というのは、具体的な個別事例を検討する中で政策形成につなげていくという表現がされており、例えば豊島区における政策形成であるとか、あるいは都や国に対しても要望していくことを導き出すことにつながっていくという認識でよろしいのでしょうか。

高齢者福祉課長： 政策形成ということで、かなり広いイメージではありますが、例えば今申し上げましたような個別の会議から地域の共通課題ということで、地域の資源に足りないものを発見し、それをつくり上げていくということ、あるいは地域ケア会議の中で必要であると認められたものを、介護保険事業計画推進会議などの場で検討していただくといったようなイメ

ージを持っています。

委 員： わかりました。それでこのケア会議を招集する主体というのは、どこになるのでしょうか。例えば包括支援センターが主催し、各包括支援センター内でのケア会議、あるいは地元の人たちを含めての懇談会だとかというレベルであればわかるのですが、そこからⅡ層にあげられたときに、例えば専門会議でこういう事例がある、こういうことを検討したほうが良いという問題提起に対し、どこが招集をかけるのかといったあたりの組織図が見えてきません。

高齢者福祉課長： そのあたりにつきましては現在検討をしているところで、例えば個別の包括支援センターにおける地区懇談会などにつきましては、包括支援センターの主催ということで、包括支援センターの職員やケアマネジャー、民生委員・児童委員の方々、そして個別の課題にそって関係する方々にも参加していただこうと考えています。また全体会議につきましては、区が主催をし、行政の関係部署をはじめとして、病院等や地域の関係機関の方々にご参加いただきたいと思います。

委 員： 往々にして役所というのは、行政システムそのものが縦割りですから、今回のこの地域ケア会議についても、地域包括支援センターがベースにはありますが、基本的には介護保険制度の枠組みの中で取り込まれるわけですね。その点では政策形成をしていこうにもかなり国の縛りがあり、その枠の中でしかやり切れないところがあると思われるのですが、そうした部分と、豊島区の独自のサービスをどう形成していくかというあたりの調整という点で、どのような仕組みを検討されているのでしょうか。

事務局： ただいまご指摘いただきましたとおり、様々な関係機関を集めるということは、その分だけ様々な法体系の中で取り組んでいく必要があります。そこで、まずは全体会議の場でも出された項目を整理し、こういう議論がされているといったようなことを、例えば当審議会にお諮りさせていただくなかで、そこで集約されたものを今度は個別のサービスの形に落とししていくというような作業が必要になってくると思われまます。ですから単年度で、次の予算に向けて形作られてくるものもあれば、もっと大きな視点で、介護保険事業計画の3年ごとの見直しの中で位置づけられていく必要があるものも出てくるかと思われまます。当座といたしましては、この縦の流れを活用しながら、こういった現場の意見があるのかをまず集約させて頂き、それをのちのち政策につなげていきたいということで、もう少しお時間をいただければと思います。

委 員： 現場の声としては、すぐにでも制度を展開してほしいとか、すぐにサービスを改善したいということもあると思われまます。そうしたものが、2年なり3年なりのスパンでしか政策に反映されていないという部分もあるのでしょうか、ただ、法律の枠組みを超えて自治体としてのサービスをどう展開していくのかということについては、やはりせつかく会議をやる以上は、それなりの結果が早く導き出されるような、ストレスがたまらないような会議になってほしいと強く思いまます。

事務局： 使い勝手の悪さであるとか、こうした連携が求められるといったようなことにつきまましては、ものによってはすぐに取りかかれることも有ろうかと思われまます。その一方で、施設整

備などのようなものにつきましては、なかなか難しいという点もありますが、取り組めるものにつきましてはなるべく速やかに対応していきたいと考えているところです。

会長代理： ありがとうございます。パソコンを例にして申し上げるならばハードシステムとソフトシステムと言ったらいいのでしょうか。ソフトがきちんとしていないと、どんな高性能のパソコンでも使えないというイメージがあり、まずは地域ケアの会議というものを通じてソフトのシステムをつくり、それがきちんと機能していくようにハードに固めていくというような方向性もあるのかなという印象を持ちました。国のほうでも包括地域ケアシステムについての検討を重ね、制度化を意欲的に図っていくような動向もあるようで、そうしたこととの連動を豊島区は早目に始めたということですから、ぜひ早目の成果を上げながら、国の後追いではなく、それを積極的に活用するというくらいの発想で進めていくということが必要だと感じました。ほかにいかがでしょうか。

委 員： 今までの積み上げられた実績と、そして国の提起をどう具体化をどうするのかという部分の検討であろうと思われまますので、実際には今後どうするかということですね。厚労省の説明を聞く機会があったのですが、いわゆる困難事例等の中からの積み上げで具体的な政策形成をしていくということになると、困難事例については、いろいろな多職種との連携を図りながら具体的にどう解決するのかという検討を行っていくことができると思うのですが、それを政策形成していくとなると、行政の役割が相当大きくなると思われまます。専門分野の法人の方や民生委員さん、介護支援専門員、ケアマネさんなど、いろんな方々の協力を仰ぐにしても、やはり核になる部分というか、今こういう会議を招集したほうがいいのか、こちら辺ではこういうことが課題になっているから検討したほうが良いといった判断については、相当に行政の力量が問われるのではないかとあらためて感じまます。そうした場合に、行政における専門性を持った関わり方や体制づくりがどこまでできるかという思いです。こうした点につきましても、これからつくり上げていく経過の中で、またお示しいただければと思っています。

事務局： ただいま今ご指摘いただきましたようなことが、まさに先ほど、この審議にあたってご検討をお願いさせていただきましたシステムと人づくりといったところだと思います。システムにつきましても人づくりにつきましても、まだまだこれから取り組んでいかなければならない課題であり、今回の地域ケア会議のお話も1つのモデル事業ということで、平成25年度の成果をふまえ、26年度のある程度の段階のところ、また審議会にご報告できればと思います。そうした中で、政策へどうつなげていくのかといったご指摘や、そのときにどの行政機関がキーパーソンになるのかといったことにつきましても、少しずつ見えてくるようにしたいと思っています。

会長代理： 良いシステムができて、そのシステムを動かす人がいないとうまく機能していかないということがあろうかと思っています。そこで、先ほどのご説明にありましたような地域ケア会議の機能を、コミュニティソーシャルワーカーの方たちは、ある意味で徐々に身につけつつあると思われるのですが、社会福祉協議会の委員の方より何かご意見がありましたらお願い

いたします。

委員： 確かにそうした機能がCSW事業にはあると思われます。それで私も感じているのは、それを担当する人間、人材、人づくりが一番重要であるということです。既存のこれまでの手法なり知識なり経験ではなかなか難しいということで、今、大正大学の大学院のほうに受講生という形でお願いをし、スーパービジョンという形でご指導いただいているところです。こうしたことの積み重ねで初めて、この資料に示されているような機能も徐々にスムーズにできていくのではないかとということで、やはり一つ一つの積み重ねが大事ではないかと思っています。

会長代理： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

健康推進課長： 脳の元気度チェック検査に関連することなのですが、軽度認知症機能障害については、新聞や雑誌などの様々なメディアでも取り上げられており、簡易的なテストというのは少なくとも複数出ているかと思われます。非常に関心度も高く、期待も高いところだと思われますが、今回は何故東京都の検査方式を選択することになったのかというあたりにつきましても、付け加えてご説明いただければと思います。

事務局： 先々週でしたでしょうか、NHKでも認知症関係の番組が放送されていました。様々な方法がある中でどれが今一番有効なのかといったところは、正直申し上げてつかみかねているところではありますが、今回何故この方法を選択したのかという事につきましては、この間も東京都の健康長寿センターと様々な場面で連携をさせていただいており、そこでひとつのご提案ということで教えていただいたという経過の中で取り入れたものです。今後も、それ以外の方法を排他的に考えていくという事ではなく、また研鑽に努めてまいりたいと思っています。

会長代理： ほかによろしいでしょうか。

この検討課題6につきましては、大変重要な地域包括ケアシステムを支えるということであり、今後、関係活動団体等との連携ということもありますので、改めて検討の機会を頂戴できればと思います。

○検討項目7「生活困窮者の自立支援と生活支援」

会長代理： それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： これまでの審議会では、生活保護制度の適切な運用とともに、制度のはざまに埋もれてしまっている、生活保護の対象とはならないような生活困窮者に対する支援も大切であるということ、また、貧困の連鎖を断ち切っていく上でも、子供たちに対する支援も重要であるといったご意見を頂いてきたところです。

今回、国より、生活保護法の改正や生活困窮者自立支援法といった新たな動きが示されているところで、本日はこうした国の動きを踏まえ、区が今後どのような取り組みを進めようとしているのか、生活福祉課長ならびに西部生活福祉課長よりご紹介をさせていただきたいと思っています。

審 議 経 過

No. 7

また、子供たちに対する学習支援の取り組みにつきましても、のちほど改めて豊島区民社会福祉協議会の担当課長からご紹介をさせていただきたいと思います。

西部生活福祉課長：（資料2-3の説明）

生活福祉課長：（資料2-4、資料2-5、資料2-6の説明）

社会福祉協議会地域福祉推進課長：（資料2-7の説明）

会長代理： ただいまの説明につきましても、何かありましたらお願いいたします。

委員： 生活保護関係の自立支援に関しては非常に注目しているところで、新たな専門の方々ももちろん必要だとは思いますが、例えばハローワーク等の就労関係機関と今後どのように連携をされていくのかという点につきましても、少しお聞かせいただければと思います。私は精神障害者の方々の支援をしていますが、精神障害者の方が就労して自立していくにはとても時間がかかります。主観的な意見にはなりますが、こういう制度ができることによってかなりのスピードが要求されたり、あるいは対象者が拡大されたりという中で、確かに法律のもとに改善していかなくてはならない点もあるかとは思いますが、障害をお持ちの方であるとか、やむにやまれぬ状況の中で少しずつ自立に向けていかれる方たちの支援につきましても、関係機関や専門職の方々と連携しながら進めていただきたいと思いますと感じているところです。

また学習支援につきましても、学生さんたちからも楽しくやっているというお話をよく聞きます。丸5年ということで、いろんな活動が各地区で展開されていると思いますが、そろそろどのような効果が見えてきているのかという点につきましてもお知らせいただけたらと思います。

生活福祉課長： ハローワークとの連携等につきましても、現在、ハローワークの支援員さんも巡回で区役所のほうに来られています。また、就労支援員さんには生活保護対象者を見ていただけるハローワークの支援員さんもいらっしゃいますので、連携をとりながら個々のスピードに合わせた就労支援をしているところです。生活保護の制度の中で言いますと、就労支援というのは就労に直結した方の支援ということで、またその前段階としての就労意欲喚起事業があります。これは長いこと就労の経験がない、あるいはこれまで仕事をしたことがないという方が、社会に出る一歩をなかなか踏み出せないということで、まずはこの意欲喚起事業にご参加いただき、カウンセリングの実施やボランティア体験、さまざまな講座などを受講していただきながら、徐々に就労に向けての態勢をとっていくような事業です。このようなさまざまな方々に適応した支援に取り組んでいるところです。

また新たに設置される自立促進課の就労支援につきましても、就労している方が仕事もなくなり、困ってお見えになる方も多分多いと思われます。そういった方に対しても、ハローワークとの連携をこれまで同様に進めていく必要があると考えています。今後、新庁舎に向けましても、ハローワークと連携を強化していきたいと考えています。

精神障害者の方たちに対する支援につきましても、生活保護制度においては、その人が稼働できるかどうかという判定があり、まずは病気などの就労阻害要因がない方を対象に就労支援を行っていることから、例えば精神障害をお持ちの方で病名がついているような場合

には、就労支援を無理やり行うということは基本的には行っていません。ただし、いろんな方の生きがいであるとか、社会参加する喜びというものがありますので、ご自身の意向に沿った支援を心がけています。

今後につきましては、生活保護制度にのっとったものについてはきちんと生活保護で対応し、生活保護の範疇でない方たちについては、あらたな自立支援法のほうで支援をしていくような形をきっちりとやっていきたいと考えています。

委員： そのような基本なお考えではあるかと思いますが、いろいろな区内の資源を活用されておられる方も大変多いですし、障害者相談支援事業が始まってからは、それに則って相談に来られる方もいらっしゃいますので、ぜひ福祉事務所と私たちのような相談支援事業所との連携を図りながら進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

社会福祉協議会地域福祉推進課長： 学習支援事業の効果ということで、3点ほど挙げさせていただきます。まず第1点目といたしましては、学力が向上してきたという声を頂いています。学校へ行くのが楽しくなったということで、教え方も学生2人で子供1人に対応するというような、大変ぜいたくな教え方になっております。そういった点でも学力の向上が図られているようです。

2点目といたしましては、地域の民生委員さんや育成委員さんの方とお話を通じて、子供が精神的に安定してきたという声を頂いております。やはりそこでいろんなお話をし、学生たちもお兄さん、お姉さんとして接するわけですから、子どもたちの精神的な安定が見られてきたようです。

3点目といたしましては、これはやはり究極の目的にもなりますが、高校に入ってもらい、大学に入ってもらい、そして、仕事について貧困の連鎖を断つということです。これは残念ながら、対象がまだ小学生なものですから、具体的な成果を見るまでには至っておりませんが、必ずや成果が出るのではないかと考えています。

委員： 今の点に関連してお聞きしたいのですが、夏休みなどの期間に集中して実施されているということですが、今後こうした取り組みを通年でやっていくというような方針はあるのでしょうか。確かに学校が休みの間は子供の居場所もなくて、小さいお子さんと学童があったりするのですが、学童のないお子さんであるとか、4年生以上のお子さんで家庭環境もあまり好ましくないことから放置されてしまうといった例もあり、そうした時期に集中的に取り組むということはとても良い事だと思うのですが、一方で通年においてしっかりと取り組む必要もあるのではないかと考えられます。

社会福祉協議会地域福祉推進課長： スタート時の経緯もあって夏休みからスタートしたのですが、それが今は冬休みにも広げられています。通年実施につきましては、今後の困窮者支援のあり方の検討をする中で、私どもの今までの歴史、力量などを勘案しながら考えていこうと思っています。

生活福祉課長： 確かに区内では、様々なNPO団体やボランティアさんたちが熱心に活動してくださっており、こうした地域の諸団体の方たちに週に1回支援をしていたき、子供たちがそこ

に定着をし、去年も高校進学を果たすなど、伴走型の支援をして頂いているところです。今後は、こういった支援を必要とする子供たちが自分から学習支援に行くということができないという状況がありますので、子供たちの情報を知ったならば、その子供たちをどのようにそういった支援の活動につなげていくのかということがポイントになってくるかと思えます。その中で、社協の活動を今後どうするかということも含め、皆様との連携を図りながら、これからの豊島区の支援を形づくっていければと考えているところです。

委員： 各NPO団体で取り組まれている活動につきましても、やはり教材費とか含めて言えば、ボランティアにやられているわけですね。今回のご報告は社協の活動のみですが、実際に携わっておられるCSWの人数も少ないし、社協も余裕があるわけではないので、民間の団体との連携も必要になると思われま。

それから一番問題なのは、高校受験で塾の費用がなかなか捻出できないというような中学生に対してどう支援していくというのは、もちろん小学校からの学習力を身につけるということも大事なことでありますが、いわゆる高校受験に向けた具体的な学習支援も絶対に必要だと思ひ、私も今まで繰り返し発言させていただいています。

やはりその辺の連携も含め、民間との連携、通年実施に向けた取り組み、そして中学生に対する支援につきましても、今後の大きな課題だと思ひますので、ぜひしっかりとやっていただきたいと強く申し上げておきます。

事務局： 先ほどの繰り返しにはなっていますが、まさにそこが人づくり、仕組みづくりということになると思ひます。例えば受験に向けてのチャレンジ貸付金といったようなこともありますが、それも制度的に使いづらいところがあるというご指摘をいただいているところです。そうしたものをどうした形で使いやすくしていくのか、また、広く伝えていくのかといったようなことも含め、本日のご議論などもふまえたうえで、今後検討を進めてまいりたいと思ひます。

本日のこの場だけのご議論ではなく、また紙ベースでも構いませんので、さまざまご意見をご提出いただければ有難く存じます。今後この計画に向けて幅広く、また分厚いご議論をいただけると有難いと思ひますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長代理： 他にはいかがでしょうか。

委員： 生活困窮者自立支援法の中でCSWの新たな活躍の場が増えるというのは本当に良いことですし、社協の方々にとっても、今度は法律の根拠の中での仕事ができるというところでは、非常にやりやすい部分が出てくるのではないかと思ひます。ただ反面で配なのは、従来やってきたコミュニティソーシャルワークの活動部分と、この生活困窮者自立支援法の中で委託されるCSWの活動とのバランスをどうとっていくのかということです。コミュニティソーシャルワークは地域ベースで個別支援をするだけでなく、個別事例の集積から地域の共通課題を発見し、そして、それを新たな事業開発の中に反映させていくという流れが特徴であるわけですね。さきほどご紹介いただいた子供の学習支援についても、そうした地域におけるさまざまな人々の声からニーズを集約し、立ち上げていったという経過があります。そうい

う点からしますと、生活困窮者自立支援法の中の対象者はかなり多くの方々が登場される中で、個別支援だけに振り回されてしまうというか、それに没頭せざるを得ないような状況が予測されるわけですね。そうしますと、そういった事例の集積から共通課題を見つけていくというところが、また何か別の仕組みを生活困窮者自立支援法の中で委託されるCSWの活動の中につくるか、あるいは社協の中にそういった仕組みを維持していかないと、薄れていくのではないかと心配です。ですから、そういったところに今後どう取り組んでいくのかという点について少しご説明をお願いできればと思います。

社会福祉協議会地域福祉推進課長： ご指摘のとおり、まさにジレンマです。法律に基づく事業展開ができれば、これは法に基づいた補助金の収入が見込まれるという事で、事業的な安定は図られるのですが、一方でそうした法定の業務が増えていくことで、地域の課題を全体の社会的な要請に結びつけていくというようなCSW本来の活動が薄れてしまうのではないかと、ということで、本当に我々の力量が問われていると感じています。ただ、生活困窮者の支援については、CSWの活動と密接に結びついていく面もありますので、この点につきましては、しっかりと取り組んでいかななくてはならないという思いです。

生活福祉課長： 本当にご指摘のとおりで、CSWの相談支援事業につきましては、モデル事業として取り組むことを考えています。子供の支援や、その他いろいろな事業がこの法に基づいて実施されていく中で、さまざまな団体との連携や外部への委託、そして行政の中でやること等がありますので、社会福祉協議会やCSWだけに頼るわけではなく、それぞれの専門性を活かしながら、いろんな支援を考えて構築していきたいと考えているところです。

委員： 地域包括ケアシステムについての説明が先にありましたが、やはり個別事例を集積し、そこから共通課題を見つけるというのは、小規模であれば通常の業務の流れの中でも取り組むことが出来るのですが、規模が大きくなればなるほど、きちんとシステムをつくっていかないと動いていかなくなるのではないかと、この地域ケアシステムの形成からも学ばせて頂きました。今までコミュニティソーシャルワーカーがちょこまかと個人の裁量でやっていたことを、生活困窮者自立支援法の中に位置づけていくとすれば、やはり今、地域ケア会議で考えられているようなシステムを、あらためてつくっていくことがより良い成果に結びつくのではないかと思います。

委員： ただ今ご指摘いただいたようなことを私もいろいろと考えていまして、社会福祉協議会で受託することにはやる気満々なのですが、よくよくこれを見ていきますと、今までのようなCSWの事業がそのまま当てはまるわけではなく、今までの事業とこの事業はバランス的には別といいますか、新しい仕組みにならざるを得ないと思っています。その辺りが、まだまだ日本全体の行政の動きが非常に遅くて、来年度から法定の事業として行うといっても、例えば都内には区と市で併せて49社協があるのですが、現時点で行政から声がかかっていないところが41あります。これは全国的にみても同様の傾向にあると思われます。その意味では、まだ豊島区は他よりも少し早いかなという、まだその段階ですね。ですから、設計図はそれなりに出来ているのですが、これをどう動かしていくのか、誰がどういうふうにか

審 議 経 過

No.11

していくのかというのが非常に大変であると思っています。ましてこの事業は現在のCSW事業と同じように委託事業であり、その仕組みとか、受託する社協のスタッフと自立促進担当課との関係など、まだまだこれから詰めていく必要があります、また今のCSW事業以上に、これを担当する人間の力量というのが、ものすごく問われてくると思います。ですから、やる気があっても、その力量を発揮できるような人づくりということで、厚労省もいろいろと研修もやるとは言っていますが、そう簡単にはいきませんので、やっぱり積み重ねが必要だと思われれます。その意味では、早い時期からモデル事業をやる意味はあると感じています。

委員： すこし初歩的な質問になるのですが、CSWの人たちの関わりが学習支援に発展してきたということで、こうした事業につきましても、今後区内の各地域で取り組む方向性はあるのでしょうか。

事務局： 学習支援につきましては、まずは民生委員さんたちにもご紹介し、近隣で対象となるようなお子さんのお話がありましたら、ぜひ教えてくださいというような話をさせていただいています。ただ、なかなか顕在化してこないようなところもあり、先に箱をつくって、そこに入る子供たちを募集するというのも、またちょっと違うような気もしますので、いろいろと情報をいただきながら進めていこうとしています。CSWを区内全域で展開していくという取り組みとはまた少し違うのかなと思っています。

委員： 資料2-6の自立支援プログラムについて、プログラムによっては委託されているものもあるようですが、具体的にはどこに委託されているのかという点、またプログラムによってはCW利用という表現がされているんですが、これは具体的にはどういう人たちが関わっているのかという点について教えてください。

生活福祉課長： 就労支援プログラムの『就労意欲喚起事業』、ならびに『被保護者あんしん支援事業』につきましては、ワーカーズコープに委託しています。また『元路上生活者地域生活移行支援事業』につきましては、ふるさとの会に委託しています。

またCW（ケースワーカー）利用というプログラムにつきましては、「こういったことを順番立てて、最初にこれをして、次にこうやって、漏れなくここまで行きましょう。」といったような、いわゆる参考書のような形でプログラムを用意し、ケースワーカーが迷ったときに、それを活用して支援を遂行するというとりくみです。例えば『学力向上・進学支援プログラム』であれば、「6月までには1回、お母さんからでもいいからお子さんの状況を聞きましょう。」「夏休みは学習支援の案内チラシを配付しましょう。」「進学の時期になったら、どこの高校を希望しているのかを聞き取り、進学費用の負担の仕方など、詳細について親御さんに伝えましょう。」といったような手順書になっています。これをそれぞれのワーカーが使っています。

委員： CW利用というプログラムにつきましては、ワーカー1人当たりが担当するケースが多い状況の中で、なかなか大変なのではないかというのが1つの感想です。

また、生活保護法改正の背景のひとつとして、不正受給という表現が先ほどもありました

審 議 経 過

No.12

が、豊島区における実態というのはどのようになっているのでしょうか。

西部生活福祉課長： 不正受給とここで申しているのは、78条というような、故意、悪意をもって収入等を虚偽申請したものであるということで、24年度におきましては、1年間で131件、額にいたしまして8,300万円程度です。

委員： これがどうのということではありませんが、もう1点お聞きしたいこととして、住宅の関係で、ホームレスの人たちの住宅あっせんというのは、現実的にはかなり厳しく対応されているという印象があるのですが、NPO法人で運営されているような施設や寮などに入ってしまうと今度はなかなか出られないという状況があり、そのあたりへの対応というのは、今回の法改正の中で一定の変化というのは見られるのでしょうか。

生活福祉課長： 法改正に伴う何らかの変化ということは、今のところは想定していません。現在も一定宿泊所に入った方たちについて、まずは生活力を見させていただくということをしています。というのは、アパート生活が始まってから、近隣とのトラブルであるとか、食事、ごみの問題など、様々なことが想定されますので、訓練も含めて生活状況を見させていただき、特にお金の使い方等についても見きわめた後で、アパートを借りるということを進めています。この点につきましても、保護の担当の係がありますので、いろんな共通認識のもとに支援を行うよう努めています。

会長代理： よろしいでしょうか。まだまだご質問もあろうかと思われませんが、時間の関係もありますので、一応締めに入っていきたいと思えます。議論の中で、先ほどシステムづくりにおいてはハードとソフトという言い方をしましたが、法制度上でつくられたものをうまく柔軟に動かしていくことができるよう、システムづくりの必要性和同時に、ソフトが十分に動けるようなものをどうつくれるかというのが、まさに鍵になってくるような気がいたします。セーフティーネットにおける3つのネットが連動するという形が望ましいのですが、そうしたものをどう豊島区でつくれるかというのも、抽象的な言い方にはなりますが、とても重要であると思えます。

また、コミュニティソーシャルワーカーにつきましても、どのようなシステムの中で自由にやれるのか、本来の機能を発揮することが出来るのかということにつきまして、今後十分に精査しながら進めたほうがよろしいのではないかと思います。

3. その他

会長代理： 事務局より何かあればお願いいたします。

事務局： 次回審議会の日程につきましてご相談させていただきたいと思えます。3月末ごろを予定していますが、区議会との関係もあり、最終週でお願いさせていただきたいと思っています。できましたら3月25日の午後6時からということはいかがでしょうか。

会長代理： いかがでしょうか。

(一同、了承。)

審 議 経 過

No.13

事務局： ありがとうございます。開催通知につきましては、後日各委員さん宛てにご送付をさせていただきます。また、資料につきましては、なるべく開催日の1週間前までにお送りさせていただきますと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(閉 会)

<p>提出された資料等</p>	<p>【事前配付資料】</p> <p>資料1-1 地域保健福祉計画ならびに関連する各計画における、今後の検討スケジュール（予定）</p> <p>資料2-1 豊島区「地域ケア会議」の構築について</p> <p>資料2-2 認知症対策事業（新規）</p> <p>（参 考） ご存知ですか？認知症のこと</p> <p>資料2-3 生活保護法改正法の概要について</p> <p>資料2-3（別添） 生活保護法改正法の概要</p> <p>資料2-4 生活困窮者自立支援法の概要について</p> <p>資料2-4（別添） 生活困窮者自立支援法について</p> <p>資料2-5 生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施案について</p> <p>資料2-5（別添） 新たな生活困窮者支援制度の導入に向けて</p> <p>資料2-6 豊島区自立支援プログラム 概要</p> <p>参考 知ってください ヘルプカード</p> <p>【当日配付資料】</p> <p>資料2-7 学習支援活動の取り組み（CSW）</p>
-----------------	--